

一般社団法人アスバシ コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人アスバシ（以下「この法人」という。）におけるコンプライアンスの推進を図ることを目的として、厳守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、「法令、定款、諸規程」を厳守し、社会規範に基づき良識ある行動を行うことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、この法人の理事、従業員全てに適用する。

(運営方針)

第4条 この法人の理事は、定款に定める理事会の構成員として、この法人の運営を管理・指導する立場であることから、従業員のコンプライアンスの推進のために取組を行う。

(推進体制)

第5条 この規程の実施について責任を負うコンプライアンス推進責任者は、代表理事が理事の中から任命する。

2 この規程の管理のための組織をコンプライアンス委員会とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施
- (2) コンプライアンス違反への対応
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について検討、審議を行う。

2 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議し、その結果を代表理事に報告する。

- (1) コンプライアンスの実施に係る規定等の制定及び改廃に関すること
- (2) コンプライアンスの実施状況の点検に関すること
- (3) コンプライアンスに係る相談窓口に関すること
- (4) コンプライアンスに係る職員への教育・指導の実施に関すること
- (5) その他コンプライアンスに係る必要な事項に関すること

3 委員会は、コンプライアンス推進責任者、代表理事が理事の中から指名する1名、事務局長の3名で構成する。

4 委員会の開催は、必要に応じて委員長が招集する。

(教育・指導)

第8条 代表理事は、コンプライアンスに係る教育・指導については、コンプライアンスに係る講習会等に役職員を参加させる機会を作り、委員会が作成した内容等を定例会議等を通じて職員に対し

て指導周知する。

(内部通報制度)

第9条 この規程で禁止される行為が行われている、またその疑いがあるという情報に接した理事、従業員がその情報をコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス委員会に直接提供することができる内部通報制度を構築する。

2 内部通報制度を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス委員会は迅速かつ適切に対応する。

3 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

(行動範囲)

第7条 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障がい、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。

2 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行するとともに、能力向上のために自己研鑽に努める。

3 良識を兼ね備えた、自立した社会人として責任を持って行動するように努める。

4 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するように努める。

5 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努めるとともに、自らの健康づくりに努める。

6 在籍中又は退職後を問わず、法人情報を所定の手続きを経ないで開示、漏洩しないこと。

7 在籍中又は退職後を問わず、法人情報を不適正に利用することにより、法人に損害を与える、若しくは自己又は第三者の利益を図ることをしないこと。

(懲戒処分)

第8条 この法人の理事、従業員がこの規程内で禁止している行為を行った場合、懲戒の対象となりコンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、就業規則に則って次の処分を行う。

(1) 譴責

(2) 減給

(3) 出勤停止

(4) 諭旨退職

(5) 懲戒解雇

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、理事会決議日（2021年9月24日）から施行する。